

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第八十四条 施行日前に会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた場合については、なお従前の例による。

第八十五条 商品取引所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附 則

(登録免許税法の一部改正)

第三十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十一号を次のように改める。

品目	許可件数	認可件数	許可件数	認可件数
(一) 商品取引所の許可	五万円	一件につき十 五万円	五万円	一件につき十 五万円
(二) 商品取引所法第二百三十二条第一項 (組織変更の認可)の組織変更の認 可	五万円	一件につき十 五万円	五万円	一件につき十 五万円
(三) 商品取引所法第三百三十二条第一 項(第一種特定商品市場類似施設の 開設の許可)の第一種特定商品市場 類似施設の開設の許可	五万円	一件につき十 五万円	五万円	一件につき十 五万円
(四) 商品取引所法第三百四十二条第一 項(第二種特定商品市場類似施設の 開設の許可)の第二種特定商品市場 類似施設の開設の許可	五万円	一件につき十 五万円	五万円	一件につき十 五万円

別表第一第三十一号の次に次のように加える。

(一) 商品取引所法第一百九十条第一項(商品取引受託業務の許可)の商品取引受託業務の許可(許可の更新を除く。)	許可件数	一件につき五十万円
(二) 商品取引所法第一百六十七条(許可)の商品取引債務引受け業の許可	許可件数	一件につき十 五万円

（電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部改正）

第八十六条 電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条 電波法の一部を次のように改正する。

第一百三条第一項第十九号を同項第二十一号とし、同項第十八号を同項第二十号とし、同項第十七号中「免許状」の下に「登録状」を加え、同号を同項第十九号とし、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第九号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号中「受けようと」を「申請」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 第二十七条の十八第一項の規定による登録を申請する者  
八 第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者  
九 第二十七条の十八第一項の規定による登録を申請する者  
十 第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者

附 則

（登録免許税法の一部改正）

第十一条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十八号を次のように改める。

四十八 無線局の免許又は登録

第十一条 削除

無線局の数	一局につき三 万円（電波法 第五条第四項 の放送をする 無線局につい ては、十五万 円）
無線局の数	一局につき三 万円（電波法 第五条第四項 の放送をする 無線局につい ては、十五万 円）

(一) 電波法（昭和二十九年法律第二百三十一号）第四条（無線局の開設）の  
無線局の免許（再免許及び同法第五  
条第一項第一号（欠格事由）に規定  
する実験無線局その他政令で定める  
無線局の免許を除く。）

(二) 電波法第二十七条の十八第一項（  
登録）の無線局の登録（再登録その  
他政令で定める登録を除く。）

- 〔日本道路公団等民営化関係法施行法の一部改正〕
- 第八十七条 日本道路公団等民営化関係法施行法の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

- 第四十五条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように  
改正する。

第八十四条の三中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の  
の一項を加える。

- 3| 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第十条の規  
定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株  
式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高  
速道路株式会社（以下この項において「会社」と総称する。）が受ける設立の  
登記並びに同法第七条の規定により日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高  
速道路公団及び本州四国連絡橋公団が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が  
受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の  
一部改正)

- 第八十八条 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正す

る法律の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「債権譲渡登記の」を「債権譲渡登記又は質権設定登記の」に改め、同項第一号中「質権設定登記、延長登記又は」を「若しくは質権設定登記又はこれらの登記に係る延長登記若しくは」に改め、同項第二号中「又は登記事項証明書」を「登記事項証明書又は概要記録事項証明書」に改め、同条を第二十一条とする。

## 附 則 (経過措置)

### 第二条 省 略

### 2 省 略

3 この法律の施行の際現に旧法第九条第二項に規定する事務について不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第二百二十四号)第五十三条第一項の規定による指定(同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。第五項において「不動産登記法整備法第五十三条第二項の規定による指定」という。)を受けていない登記所における事務に関する新法第二十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項(これらの規定を新法第十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)並びに新法第十七条、第十八条及び第二十一条第一項の規定の適用については、新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務について登記所ごとに電子情報処理組織(登記所の使用に係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)により取り扱う事務として法務大臣が指定するまでの間は、新法第十二条の見出し並びに新法第十三条第一項及び第十八条第一項「登記事項概要ファイル」とあるのは「登記事項概要簿」と、新法第十二条の見出し中「記録」とあるのは「記載」と、同条第一項中「磁気ディスクをもつて調製する動産譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「動産譲渡登記事項概要簿」と、同項及び同条第三項並びに新法第十七条中「債権譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「債権譲渡登記事項概要簿」と、新法第十二条第三項中「登記事項概要ファイル」とあるのは「登記事項概要簿」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と、新法第十三条の見出し及び同条第一項並びに新法第二十二条第一項中「概要記録事項証明書」を「登記事項証明書又は概要記録事項証明書」に改め、同条を第二十一条とする。

## 附 則 (経過措置)

### 第二条 同 上

### 2 同 上

3 この法律の施行の際現に旧法第九条第二項に規定する事務について不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第二百二十四号)第五十三条第二項の規定による指定(同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。第五項において「不動産登記法整備法第五十三条第二項の規定による指定」という。)を受けていない登記所における事務に関する新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項(これらの規定を新法第十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)並びに新法第十七条、第十八条及び第二十一条第一項第二号の規定の適用については、新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務について登記所ごとに電子情報処理組織(登記所の使用に係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)により取り扱う事務として法務大臣が指定するまでの間は、新法第十二条の見出し並びに新法第十三条第一項及び第十八条第一項「登記事項概要ファイル」とあるのは「登記事項概要簿」と、新法第十二条の見出し中「記録」とあるのは「記載」と、同条第一項中「磁気ディスクをもつて調製する動産譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「動産譲渡登記事項概要簿」と、同項及び同条第三項並びに新法第十七条中「債権譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「債権譲渡登記事項概要簿」と、新法第十二条第三項及び第十七条中「動産譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「動産譲渡登記事項概要簿」と、新法第十二条第三項中「登記事項概要ファイル」とあるのは「登記事項概要簿」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と、新法第十三条の見出し及び同条第一項並びに新法第二十二条第一項中「概要記録事項証明書」を「登記事項証明書又は概要記録事項証明書」に改め、同条を第二十一条とする。

第十六条第一項中「債権の個数及び債権譲渡登記」を「動産譲渡登記又は債権譲渡登記若しくは質権設定登記」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第一号中「債権譲渡登記」を「動産譲渡登記、債権譲渡登記」に改め、同項第二号中「又は登記事項証明書」を「登記事項証明書又は概要記録事項証明書」に改め、同条を第二十一条とする。

「書」とあるのは「登記事項概要簿の謄本」と、新法第十三条第一項中「記録されている」とあるのは「記載されている」と、新法第十八条中「記録されている」とあるのは「記録され又は記載されている」とする。

#### 4-6 省略

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十九条この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 4-6 同上

「記録事項証明書」とあるのは「登記事項概要簿の謄本」と、新法第十三条第一項中「記録されている」とあるのは「記載されている」と、新法第十八条中「記録されている」とあるのは「記録され又は記載されている」とする。